

令和3年度 第10回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和4年3月18日（金） 午後1時30分から午後4時30分まで

2 場 所

Web会議形式により開催

3 出席者

委員：葉山委員長、菊地副委員長、
井上委員、中井委員、齋藤委員、近藤委員、高橋委員、八田委員、
安立委員、岡山委員、永村委員、本間委員（12名）

事務局：環境生活部 石崎次長、江利角対策監

環境政策課 小泉副課長、坂元班長、森主査、眞田主査、岩城副主査

傍聴人：17名

4 議 題

- (1) 一般国道127号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (2) （仮称）千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）
- (3) （仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書について（審議）
- (4) その他

5 結果概要

- (1) 一般国道127号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る環境影響評価方法書について（審議）
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (2) （仮称）千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (3) （仮称）千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書について（審議）
事業者及び事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (4) その他
特になし

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 - 1 一般国道 1 2 7 号富津館山道路（富浦 IC～富津竹岡 IC）に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1 - 2 答申案審議に向けた論点整理（たたき台）[一般国道 1 2 7 号富津館山道路（富浦 IC～富津竹岡 IC）に係る環境影響評価方法書]
- 資料 1 - 3 一般国道 1 2 7 号富津館山道路（富浦 IC～富津竹岡 IC）に係る環境影響評価方法書に対する住民等意見の概要について
- 資料 2 - 1 （仮称）千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 - 2 市町長意見の提出状況（（仮称）千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書）
- 資料 2 - 3 答申案審議に向けた論点整理〔（仮称）千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書〕
- 資料 2 - 4 （仮称）千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見（答申案）
- 資料 3 - 1 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 3 - 2 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書 事業者説明資料
- 参 考 1 一般国道 1 2 7 号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る計画段階環境配慮書に対する意見（答申）
- 参 考 2 （仮称）千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

別紙 審議等の詳細

議題（１）一般国道１２７号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る環境影響評価方法書について（審議）

○事務局より資料１－１～１－３について説明。

（委員）

資料１－２（５）廃棄物等において、建設発生木材について記載したのはよいが、もう一点、土砂についても記載すべきと思う。配慮書の審議時に、委員から土砂について意見が出されたことから、公共事業においては、国交省の建設発生土流用に係るポータルサイト（建設発生土の官民有効利用マッチングシステムホームページ）で管理されている旨説明したかと思うが、熱海の事例のように、不適切な土砂の処理も行われている状況である。土砂は廃棄物ではないと定義されており、この項目に記載するのは分類上適切ではないかもしれないが、事務局の考えを聞きたい。

（事務局）

資料１－２の２（２）事業計画にて、建設発生土について記載しており、場外搬出する場合においては工事間流用を求めている。また、個別の項目として、指摘のあった資料１－２の（５）廃棄物等の「等」に、土砂も含まれており、建設副産物の定義にも、建設発生土が入っていることから、個別に項目立てしていない。

（委員）

了解した。

（事務局）

事務局から２点修正をお願いする。資料１－２の（４）景観、（５）廃棄物等の番号が一つずつずれているので、訂正をさせていただきたい。

（委員）

住民等意見として、猛禽類に関する適切な調査を求める意見が提出されていたが、関東地方の中において千葉県には、サシバ、オオタカを含め、猛禽類の生息に適した丘陵が残っており、多く分布が見られている。すでに供用されている２車線の道路を４車線に拡幅する事業であるが、既存道路の直近に、猛禽類の繁殖地、営巣場所等が存在する可能性もあり、事前に情報収集するなど、調査を適切に行う必要がある。

（事務局）

委員からの指摘を踏まえ、猛禽類について、資料１－２のP3（４）動物、植物、生態系に論点として追記させていただきたい。

（委員）

大気質、騒音、振動及び低周波音のイについて、「計画交通量の発生が見込まれる時期としているが、地域の自動車走行台キロが最大になると推計される時期などを踏まえ適切に

設定すること」の指摘は、事業者から例えばゴールデンウィークの期間のように、何か具体的な設定が提示されていたか。方法書からは、具体的な予測の前提条件が読み取れなかった。

(事務局)

方法書 P198 の中央、予測手法の 4 において、「予測対象時期は計画交通量の発生が見込まれる時期とします」との記述に留まっている。

(委員)

この指摘は、すでにある程度の期間を供用している既存の道路を新たに拡張することから、実績も踏まえ、具体的な時期について根拠を持って示すことを求めているのか。

(事務局)

計画交通量がまだ具体的に示されていないこと、時期により交通量の変動がある道路でもあることも踏まえた上で、算定していただきたいという趣旨である。

(委員)

承知した。

(委員)

この地域は従前から指摘している通り、地すべり箇所が非常に多い。実施区域にはほとんど含まれていないが、方法書 162 ページのとおり、道路の横断する河川の上流には砂防指定地、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区が存在している。

方法書 152 ページから「その他の指定状況等」で地形・地質の状況について記載されているが、例えば台地の分布、環境庁（当時）の自然環境情報図による鋸山の存在、また非火山性の山地、湧水が少量あるといった情報にとどまる。地すべり関係や斜面崩壊について、何か論点整理に記載しておくことはできないか、事務局に伺いたい。

(事務局)

189 ページの中央、環境要素の土壌環境を参照いただきたい。配慮書における審議時の意見を踏まえ、工事の実施や道路の存在に土地の安定性について、知事意見を提出している。右の都市計画決定権者の見解において、準備書以降の環境影響評価図書において環境保全への配慮事項として記載する旨示されていたことを踏まえ、今回論点としていない。

(委員)

土壌環境において、配慮書に（地すべりに係る）知事意見を提出しているということか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

了解した。

(委員)

質問出尽くしたということで、事務局は本日の結果を踏まえて、次回の審議に向けて、整理いただきたい。

議題2 千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）

○事務局より資料2-1～2-4について説明。

(委員)

洋上風力発電の環境影響評価手続は銚子市沖以来であり、今回は事業者選定の前に配慮書手続を行っているという状況であるが、制度上のことについていくつか確認したい。

昨年7月、環境省が配慮書と方法書手続の省略について検討を始めたと聞いているが、その後、どのような議論のもと、どういう方向に進んでいるのか、県が把握していれば教えていただきたい。国で省略を検討している中で配慮書の審議を行うに当たり、今回の配慮書の調査の内容等について、どこまで要求していいのかがわからないためお聞きしたい。前回の銚子市沖でもそうした議論があったと思うが、今回も同じような流れになってきていることが背景にある。

また、環境省が現地調査の一部を代行することがあると聞いている。報道されている内容によると、山形県の遊佐沖においてこの4月から環境省が調査を代行するとのことだが、千葉県の状況はどうなっているか。

(事務局)

環境省での検討状況については、現時点では具体的な内容を承知していない。

国による調査については、今年度、国が調査を行う海域の公募を行った結果、山形県遊佐沖が選定されたという状況である。本県としてもそうした状況は承知しているが、今後どうなるかはわからない。今後の動向を注視していきたい。

(委員)

私も、同じ事業に複数の事業者が関わる場合、今後は基本的な自然条件等の調査を各事業者が行うのではなく、共有して進める必要が出てくるものと考えている。

(委員)

当地の漁業資源としてイセエビや、現在は大分減ってしまったがアワビが挙げられる。特にイセエビは地元のなりわいとしても非常に重要で、千葉県のブランドになっている。環境影響評価では、漁業資源の保全に係る意見は必要ないのか。地元の業者の反応はどうか気になっている。

(事務局)

御指摘のイセエビについては、答申案の前文で言及している。漁業の部分については、環境影響評価ではないが、今後漁業者と事業者で話し合いが行われていくと思われるので、

その中で調整されていくものと考えている。環境影響評価の中では、海域生物として、影響の回避・低減等をしっかりと求めていきたい。

(委員)

答申案の前文の地域特性として、鳥類の種類名称が出てくるが、この銚子市沖ではアホウドリは多くない。アホウドリは、在来は3種類いるが、全く千葉県に接近してこない。クロアシアホウドリとコアホウドリの2種類がいる可能性はあるが、彼らも銚子市沖ではあまり出現せず、東北の三陸沿岸あたりで見られる種類である。そうしたことから、答申案のアホウドリ類の記述は不適切で、むしろ重要なのはミズナギドリ類と考える。例えばオオミズナギドリとか、ハシボソミズナギドリとか、ハイイロミズナギドリ、アカアシミズナギドリといった種類が銚子市沖をどんどん移動していく。そうした実態を踏まえると、アホウドリ類ではなくミズナギドリ類という記述が適切と思う。

(事務局)

アホウドリとミズナギドリの御指摘は、銚子を含めてということと思うが、いすみ市沖では、両方とも把握できていない状況ということか。

(委員)

アホウドリについては、いすみ市沖でもほとんど記録されていないと思う。ミズナギドリについては、オオミズナギドリとか、ハシボソミズナギドリは、沿岸からスコープを用いることで、水平線あたりを飛翔していることが確認できる。

(事務局)

配慮書の101ページの表3.1.54に、ミズナギドリとアホウドリの確認種一覧の記載があるため、前文に記載している。

(委員)

クロアシアホウドリは記録されているが、個体数は非常に少ない。

(委員)

前提を確認したい。先程の委員の指摘と関連するが、我々は銚子市沖での手続について、事業者選定前に配慮書の審議を2件行ったところだが、その際、最初の事業者に指摘したことを、次の事業者にも公平に指摘することを気にしたところだった。いすみ市沖での手続は今回初めてであるが、今回指摘したことについては、規模や基数といった事業計画は個々の事業者独自のものであり別としても、動植物の指摘などは、今回の指摘が今後の配慮書の審議のスタンダードになり、後から意見を追加しにくいと思う。そもそも環境省で、事業者選定前の手続をやめる検討をしているのであれば杞憂かもしれないが、銚子市沖では2つの事業者が配慮書手続を行い、同じ指摘を2回行うという、かなりイレギュラーなことを行ったこともあり、今回のいすみ市沖でも、銚子市沖と同じように、選定前に別の事業者が出てきたときにも、足並みをそろえた対応が必要と思うが、県の考えを聞きたい。

(事務局)

御意見のとおり、今回の答申が今後のスタンダードになっていくものと考えている。今

後、事業計画が異なる事業者には、異なる部分を変えて答申とすることとなる。

それから、先程委員から御意見のあった前文のアホウドリ、ミズナギドリについては、重要な種が確認はされているものの数は多くないという御意見をいただいたが、確認されている種ということを経由に配慮書を引用し、前文に記載している。

(委員)

次の配慮書が出てこない議論をしにくいとは思いますが、我々としては、今回指摘できるものはしっかり指摘する必要があると感じた。

(委員)

前文には、アホウドリ類の次に、ミズナギドリ類を入れていただきたい。

(事務局)

例えばアホウドリ科など、類のほかに科があるが、どう記載すべきか。

(委員)

アホウドリ類、ミズナギドリ類、ウミスズメ類というような記述にすると適切と思う。

(委員)

答申案の景観について、前文と各論で表現が異なる箇所がある。海の景観について、各論では日の出と水平線と書かれているが、前文では太平洋（日の出）と書かれている。各論のように、日の出及び水平線という書き方をするか、太平洋の後ろの（日の出）という文章を削除するとよい。海の景観を大事すべきことが伝わって欲しいので、表現を修正することが望ましい。

また、各論の2（6）イについて、風力発電機の高さや基数などに言及しているが、風車の直径によっても影響が変わると思う。大きさや規模といった言葉を追加いただきたい。

(事務局)

御指摘に基づき、前文から（日の出）を削除する。各論に詳細に書いてあることから、（日の出）を削除することとしたい。

2（6）イへの御意見は、設備の高さを規模と言い換えることでどうか。

(委員)

風力発電機の直径の大小、高低によって見え方が違うと思う。現在は高さだけを取り上げている状況なので、直径と高さに配慮が必要なことを伝えたい。風車の規模と書いてそれが伝わるのか。

(事務局)

御指摘の趣旨は、ハブの高さなどの高さ、ローターの回転する幅が伝わるように記載するとの理解でよいか。

(委員)

そのとおりである。

(事務局)

文面を検討し後ほど示したい。

(委員)

コウモリに関して質問したい。答申案の2(2)オに「適切に環境影響評価を行うこと」とまで記載されているが、これができるのかが気になる。バードストライクでは様々な知見があるが、バットストライクでは、ブレードの回避率に関する予測ができていない状況にあることと、本事業は洋上で行われるため、実際はぶつかったら海に落ちてしまうという背景もあり、実際の観測が非常にしにくいことが挙げられている。そうした中で、答申に「環境影響評価を行うこと」と記載してしまうと、かなり高いハードルを設定することになりうるのではないか。

(事務局)

コウモリについては、前回の委員会の中で、委員から御意見があり、夜間のコウモリの行動については、船舶レーダーを回すこと等により、高度情報が捉えられる旨を御指摘いただいたところである。

(委員)

コウモリをフォローできないか調べたところ、コウモリ類の洋上での行動範囲について情報があつたため、できるだけその実態を把握できるとよいかと思い委員会で意見したところだった。

(委員)

「環境影響評価を行うこと」と記載するまではどうなのか。言い替えると、できないという回答を許容するのか。

(委員)

「適切に環境影響評価を行うこと」と意見するに当たり、現在の知見を踏まえてどこまでできるかという問題が出てくると思う。

そこで事務局をお願いしたい。コウモリ類の専門家からの情報収集により、どの程度まで環境影響評価が可能なのかを踏まえた上で、「環境影響評価を行うこと」と断言していいのか確認をしていただきたい。

(委員)

現在は配慮書段階でもあり、調査方法を検討させる程度であればよいが、評価を行わせるとなると、事業者にとってはきつい内容と考えられる。

(委員)

生物に関しては、動植物を含めて、わからないことが多いので、答申案の表現は慎重にすべきと思う。

(事務局)

事務局としては、まずは調査と評価の方法をしっかりと押さえさせたいという思いがあるが、「環境影響評価を行うこと」という記載が事業者にとってきついという御意見と思うので、「検討」といった表現を用いる方向で修文を検討したい。

(委員)

現時点だと評価は事業者にとってかなり難しい課題と思う。一方で、この問題への対応を国に求めても、なかなか難しいと思う。千葉県の場合、NEDOが洋上風力発電のフェージビリティスタディを銚子市沖で行っており、そこで、調査、予測及び評価の方法についての検討が行われていると思う。ここで各委員に伺いたいのが、銚子市沖といすみ市沖の海洋の状況は、環境要素としてどのぐらいの差があるものなのか。もし、ある程度共通項が多いのであれば、銚子市沖のNEDOの評価を参考にして、事業者に何らかの見解を出させられると思う。逆に、ある程度元となるデータがないと、事業者もやりにくいと思う。そうした方法論について、国が明確に定めていないのであれば、千葉県として検討の上、県のやり方として判断していく方法もあるのではないかと。

(委員)

コウモリについては、洞窟が近くにあるかどうかポイントとなる。おそらく、銚子市沖のNEDOの事業地付近に洞窟はないと思うので、風力発電機がコウモリの飛行空間に存在しないと思う。よって、どんなコウモリが風力発電機付近に行くかが定かでないので参考にならないと思う。

(委員)

確かに参考にならない要素もあると思うが、逆に、別の要素で共通項があるのであれば、それはそれで検討いただくことにすればよい。要するに、比較の対象となる何らかの情報があれば、それを事業者を活用してもらおうという方法はあると思う。

事業者選定の前の段階で、かなり詳細な調査を行うことは、事業者からすると非現実的だと思う。この点に関して、国も検討していると思うが、事業者は、検討する材料がある程度ない限りは、全て1から独自で調査しなければならない。千葉県は日本の中では比較的先行していることから、我々が現行制度の中でどこまで要求するかということについて、県独自の考え方を背景を含めて示したらどうか。ただし、専門的な見地から見て比較できない部分もあるかと思うので、その辺の整理をしたらどうかと感じた。

(委員)

洋上風力発電の適地の分析の中で、情報がどの程度解析できているかが問題となると思う。事業者がそれぞれ調査するのではなく、適地を選ぶ時に、そうした情報が整理されていて、そこに事業者が応募する構造にしないと、事業者の負担が大変になると思う。

(事務局)

コウモリに係る御意見について、配慮書の79ページに、今回のコウモリ類の生息地の文献調査結果が掲載されているので御確認いただきたい。

手続に係る御意見について、配慮書手続後の一般的な手続の流れとしては、いわゆる再エネ海域利用法に基づき事業者選定後に方法書の手続が行われ、方法書の後に現地調査が行われる。事務局の想定としても、あくまで事業者が選定された後に方法書手続が行われ、

その後、実際の調査という流れと考えている。

(委員)

おっしゃるとおりと思う。そうであれば、配慮書段階での検討を行うに当たり、そこに配慮すると、逆にあまり深いことを要求できないと思う。先程委員も言われたように、我々もそういう前提で審議を進めないと、前に進まないと思うがどうか。

(事務局)

確かに、配慮書という性質から、細かいことをどこまで言うかの議論はあると思う。

(委員)

答申案の廃棄物について、廃棄物「等」とされていないが、基本的には土砂は発生しないという認識か。杭打ちは浚渫をしない工法で行うものと認識しているのか確認したい。

(事務局)

配慮書の13及び14ページに現段階の基礎構造の例が記載されており、モノパイルや重力式などが挙げられているが、この工法がまだ決まってない。また、変電設備を陸上に設置する計画だが、こちらも詳細が決まっていない。そうしたことから、土砂の発生については現段階では未定である。

(委員)

この4方式の基礎工事については、浚渫を行う旨がどこにも書いていないため、今回はここに「等」を付さなくてもよいのか確認したかった。もし、杭の打設の際に浚渫が必要になるのであれば、浚渫を念頭に「等」を付した方がよいと思う。

(事務局)

方法書手続以降において、例えば送電線を陸地に敷設する際に掘削するなどの計画が決まり、土が発生することが明らかになった際には、その段階で意見を述べることを考えている。

(委員)

現時点では意見しないということで理解した。

(委員)

洋上風力発電の環境影響評価に関して、今までの方法でよいのかということを考えるよい機会かと思った。他県の事例のうち、特に秋田沖は、同時平行もしくは向こうの方が先行していると思うので、そこではどのようなプロセスを経ているか、情報があれば事務局から説明願いたい。

(事務局)

秋田沖のプロセスについては、知事意見を提出するところは同じであり、配慮書に対する知事意見等の内容は、当方としても把握した上で参考としているところである。手続は、秋田沖の方が進んでいる状況で、方法書手続を行っている案件もある。また、秋田沖でも配慮書の段階で複数の事業者に対して知事意見を出している状況で、各事業者に対し個別

に意見を出しているという点では本県と変わりはない。

(委員)

答申では、他の環境影響評価の案件と同じように、細かいところまで指摘する内容となっているか。

(事務局)

作りとしては本県の知事意見と同じで、総括的事項の後に、例えば動物とか景観といった個別事項が記載されている。中身についてはさほど細かくはない。

(委員)

このことについては、会議後でもメールでも構わないので、委員と事務局も含めて議論すべきことだと思った。

(委員)

委員、経済性の問題を含めて総合的に検討することについて問題提起していたがどうか。

(委員)

本件は風力発電機の配置という点で、他の事業よりも自由度が高い。風力発電機をどこに配置するかによって、景観、バードストライク、海洋環境への影響等が、複数の要因に同時に影響してトレードオフが発生しやすく、個別に評価しても全体として最適解にならないことがある。そうしたことから、配置の検討においては、何らかの数値化を行った上で最適な案を総合的に判断する方法が良いと考え、意見した。まだ配慮書段階であるため難しいところもあるが、洋上風力の環境影響評価ではそうした考え方は重要だと思う。

(委員)

委員、海底の地質に関してはどうか。

(委員)

銚子市沖といすみ市沖では、比較できるものとできないものがあると思う。例えばコウモリについては、委員が言われたとおり、銚子にはいない。そうした場合は確かに比較できないと思う。しかし、私が前回の委員会で意見したとおり、地質についてわからないようでは着床式も何も検討できないと思う。前回の委員会で、事業者が逃げるような言い方をしたので、地形よりも地質の方が大事との考えのもと、地形のレッドデータブックなんて関係ない旨を申し上げた。ここから東京電力の風力発電機が見えるのだが、同社は何年も前からNEDOの事業でデータを大量に取っている。一方、今回のいすみ市沖では全くデータがなく、海底の地質も岩盤か砂かぐらいしかわかっていない。そうした中で、事業者が、地形のレッドデータブックでの天然記念物の有無と同レベルで考えていることや、環境影響評価委員会は土木の委員会ではないと発言したことについて、考え方が違うのではないかと感じた。

それから、委員が言われた「どういうところを基準にするか」や、委員が言われた「どこまで言えるか」を考えることは非常に大事なことであり、その際に、私としては銚子市沖での東京電力の配慮書が一番の基準になっていると思う。

なお、今回の答申案には、地形及び地質や地形改変についての意見が沢山盛り込まれているため、この答申案で問題ないかと思う。

(委員)

秋田沖についてネットで調べたことを情報共有したい。コウモリについて、方法書に対する意見と事業者の見解が見つかった。意見では、バットストライクに詳しいコウモリの専門家にヒアリングを行うべきとされている。それに対する事業者の見解では、コウモリに詳しい専門家にヒアリングした結果として、コウモリ類は昆虫食であることから、採餌のために洋上に行くことはほとんどないとされている。そうした記載内容から、おそらくこの後、事業者は環境影響評価を行っていないと思われる。

(委員)

その見解は間違いである。コウモリは洋上15キロまで飛んでいく。

(委員)

これから県の方で、文言を修正していくと思うが、他の委員の御意見を聞き、「どこまでを求めるべきか」ということと、「何を対象にするか」ということは非常に重要と思った。いすみ市沖に関しては今回の答申がベースとなり、次の事業者にも同じことを求めることになると思うが、どこまで求めるかということについて、文言は非常に慎重な検討が必要と思う。事業者にとって過度な内容とするのは不適切だが、一方で、重要な種や重要な地質及び地形といった、絶対にケアする必要があることについては、共通の認識を持っておくべきだと思う。他方、ここで厳しく求めすぎると、その後の事業者にも同じことを求める必要が出てくると思う。それらを踏まえて、文言は慎重に検討していただきたい。

(委員)

工法等が決まってから意見してもいいとは思いますが、これがベースになっていくと考えるのであれば、廃棄物のところに、ケーブルを埋めるか埋めないかわからないが埋める可能性があるという中で、「等」をつけてもよいかと思うがどうか。

(事務局)

委員の御意見について、着床式を前提に4つの案が出ているが、構造が決まった段階で意見をすることは可能であり、今後言えないということではないため、基礎構造が決まった段階で意見を追記することとしたい。

また、今回の答申が今後のベースとなるということで、共通の認識を持ちながらしっかり進めていきたい。今回皆様からいただいた御意見を踏まえ、本日この場で修正案を示すのではなく、まず事務局が修正した案を皆様に送り、御意見をいただいた上で対応していきたいがどうか。

(委員)

本日以降に、事務局が修正した案を各委員に送り、意見をもらい、それを集約・再構成して決定するという段取りということか。

(事務局)

そのとおりである。そこで、御意見をいただいた箇所の対応を、確認させていただきたい。答申案の前文について、アホウドリ類のところにミズナギドリ類という文言を追記し、太平洋（日の出）の日の出を削除する。次に、2（2）オについて、専門家の意見や助言を受け、調査の方法や評価方法も含めて検討するといった言い回しを検討する。最後に、2（6）イについて、ブレードの回転幅やローター径といった文言を追記する。以上でよろしいか。

（委員）

項目としてはこれでよろしいか。

（委員）

地形及び地質について、項目選定と調査地点について意見が挙げられているが、全体的な話として、このあたりでの海底スリップはどうかのかが気になっている。地質的には、ちょうど今スリップしているが、構造物を設置することの影響は及ばないのか。基礎的なデータが地震防災の観点で取られていると思うが、構造体の影響を考慮しなくてよいものなのか。安全性と環境影響評価は違うかもしれないが、また、どこまで言えるかということはあるが、広く考えれば環境影響に繋がると思うがどうか。

（委員）

千葉の沖合では3つのプレートがぶつかっているところがある。例えば、以前千葉市の港の方を震源とした地震があり、色々と言われてはいるものの、まだ実際にはわかっていないことが沢山あると思う。だから、確かに今の委員の意見のように、配慮すべきことや考えるべきことは沢山あるが、銚子市沖と違い、できることは現在の論文等から推定することだけであり、ボーリング調査ができるわけでもないため、ここでは実施するよう言うことはできず、文献調査程度になると思う。

銚子市沖の東京電力は、随分前から調査をしていたためデータがいくらでもある。そうしたことから、やはり銚子市沖が基準だと思う。

（委員）

まだ配慮書段階であり、文献調査しかできないためそれでいいと思う。スリップのデータについて、東日本大震災以降に公表されていた気がしたので、もし地震防災系で調査結果が何かあればと思ったところである。

（事務局）

答申案の留意事項に、安全性の確保に努めることを記載しているが、スロースリップについての御意見をいただいたので、地震の一種の現象として、スロースリップもこの中に広義に含めるものとしたい。

（委員）

非常にありがたい。

委員はどうか。

（委員）

(画面上でOKのサイン)

(委員)

文言修正がいくつかあると思うがどう取り扱うか。

(事務局)

非常に広い御意見をいただいたので、後日、修正後のものを皆様に御確認いただく形としたい。

(委員)

了解した。

これより10分間の休憩をとり、15時45分から再開する。

議題(3)(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書について

(審議)

○事務局より資料3-1及び3-2について説明。

(委員)

資料3-2の37ページに、ダウンウォッシュや逆転層形成といった、いわゆる特殊気象条件を想定した時の寄与濃度の予測結果の記載があるが、これらの数値はバックグラウンドと同程度であり、寄与がそれなりに大きいと思う。それに対し、39ページで、建物・煙突ダウンウォッシュの発生の回避・低減と書いてあるが、例えば建物の配置など、具体的にどのような方法でこれを回避・低減する計画か。供用時についてお聞きしたい。

(事業者)

まず、建物ダウンウォッシュは、今回は発生しないという予測結果になっている。建物ダウンウォッシュは、準備書の699ページの第12.1.1-39図に記載の式に当てはまる場合に発生する。次の700ページの第12.1.1-65表で、ある程度大きい建物をピックアップしており、1番から4番に挙げたタービン建屋、排熱回収ボイラーといったものは、ダウンウォッシュを発生させうる大きな建物に該当する。これらについて、煙突からの距離、建物自体の高さ等を先ほどの判定基準の式で検討したところ、全て建物ダウンウォッシュの影響は受けない範囲に建物があるという結果になった。そこで、第12.1.1-65表では高さ判定の結果をすべて○とし、建物ダウンウォッシュが発生しないと記載した。そうしたことから、結論としては、建物ダウンウォッシュの発生は回避されているということになる。

次に、煙突ダウンウォッシュについては、695ページの第12.1.1-63表において、煙突ダウンウォッシュが発生する風速条件を整理している。その内容としては、平常運転時では、煙突頭頂部で25m/s以上の風速が吹いた際に煙突ダウンウォッシュが発生しうる

ことや、冷機起動時では、煙突から放出されるガスの速度が遅くなるので、12.7m/s以上の風速であれば、建物ダウンウォッシュが発生する可能性があるという予測結果となっている。今回の現地調査の結果、煙突の頂上付近の風速が最大22.8m/sだったが、定常運転時では25m/sでないとダウンウォッシュが発生しないため、定常運転時については、煙突ダウンウォッシュは発生しないものとしている。一方、冷機起動時では12.7m/s以上の風速で発生するので、こちらは予測を行って着地濃度を算出し、第12.1.1.1-64表で示している。

(委員)

冷機起動はどれくらいの頻度で起こり得るのか。最大予測着地点の濃度を見ると、値としてはかなり寄与が大きいですが、全ての稼働時間に対して具体的にどれくらいの割合なのか。こうした極端なことは滅多に起こらないということなのか。また、風速についても、1年間を通じて定常的な測定はしていないと考えてよいか。

(事業者)

煙突高さ付近の風速については、1時間に1回の頻度で365日間の調査を行っている。御質問は、冷機起動の割合についてと考えてよいか。

(委員)

冷機起動の割合と、365日観測している風速を超える割合及びそれに対する冷機運転の割合、ここで計算している最大着地濃度の出現頻度について伺いたい。

(事業者)

冷機起動に関しては、環境影響評価では最大影響を見込んで予測する必要があるため、NO_x排出総量の観点から、なるべく長時間運転する前提で諸元を設定している。一方で、起動停止すると稼働率が下がるため、今回の諸元は、実際に起動停止が年に何回行われるかという前提では作っていない。

実際の冷機起動には何パターンか種類がある。今回示している冷機起動は、完全に発電設備が冷えてしまった状態からの起動である。長期の定期点検や、年末年始の長期休暇で何か補修の作業をするなどの時に起こりうる起動である。そういう意味では、感覚的には年に数回あるかないかの頻度と言えらると思う。一方、機械が少し温まった状態での起動もある。これは例えば1日停止してからまた再起動するもので、時々行われるものである。

(委員)

例えば何らかの理由があって一時的に止めて、また暫くしてから立ち上げるといった、完全に冷えていない、少し温度が下がった程度の運転と、先ほどの風速での見積もりは中間くらいのイメージになると考えてよいか。要するに、完全に冷えているところから立ち上げる冷機起動が条件として一番厳しく、その頻度としては、数日より長く停止する定期点検のように、年に数回あるかどうか程度でしか起こらないものと理解してよいか。

(事業者)

煙突ダウンウォッシュでは、煙突から出てくる排ガスの速度が重要なポイントになる。起動時には、出力の上昇に応じて排ガス速度も徐々に上がってくるが、どんな起動停止状

態からでもこうした状況は同じである。一方で、窒素酸化物の排出量は、脱硝設備が温まっているか否かによってかなり違いがある。冷機起動の方が排出量のピークが一番高く出て時間も長い。これが暖気からの起動になると時間も短くなり、排出量のピークの高さも低くなる。

(委員)

準備書946ページに温排水のシミュレーション結果として単独予測と重畳予測の2つが示されているが、重畳予測における海への温排水のインプットについては、どこの諸元を設定しているのか。

(事業者)

重畳予測では他事業者から諸元を提供いただいたが、その際、発電所名や排水の諸元を一切公表しない条件で提供いただいた。そうしたことから、ただいまの御質問にはお答えできない。

(委員)

温排水を全て網羅しているわけではないと考えてよいか。

(事業者)

近隣の大きな発電所を加味しているということである。

(委員)

積分時間はどのくらいか。非定常の計算では1年とか、1日とか、或いは数十年とかもありうると思うがどうか。

(事業者)

積分とのことだが、御質問の趣旨は、このシミュレーションはどれぐらいの期間を合わせた上での包絡線なのか、ということと解してよいか。

(委員)

そうである。

(事業者)

潮が満潮から干潮まで行ってまた満潮に戻るが、その時の1周期分の包絡線を示している。

(委員)

定常の計算なのか。時間項が入り、その拡散方程式を解いていくというものではないのか。干潮、満潮だと1日の半分だがどうか。

(事業者)

満潮から干潮、さらに満潮というのを8周期繰り返して、このシミュレーション自体の状態が安定して8周期目の1周期分の包絡線である。

(委員)

8周期にしてもそれほど長い時間ではない。気になるのはバックグラウンドで、東京湾の海水温は過去数十年間の平均で年間0.01℃上昇しているという記録がある。重畳効果を考えると、おそらく東京湾の水温の上昇に長い時間で寄与すると思う。

さらに、木更津市の北側付近はノリの養殖産業の場であるため、そうしたシミュレーションの境界条件、初期条件等をはっきりと示した上で、水環境の影響はどのくらい少ないのかを定量的に示せると漁業者も納得できるのではないかと思う。

(委員)

事後調査について、準備書の1363ページに、発電所アセス省令で実施することとされている場合がビュレットポイントで4つ挙げられており、本事業での事後調査の実施の有無については1364ページ以降に記載されている。そこでは事後調査を全て「実施しない」とされており、環境要素ごとに実施しない理由も書いてあるが、その理由がかなり定性的で、また、そもそも書かれている4つもかなり定性的だと思う。これらの「実施しない」とした理由が、この4つのうちどれに当たるのかが不明なものもあるが、「実施しない」とした理由をこの4つの中から当てはめるような表は作れなかったのか。

(事業者)

今の御質問は、4つのどれが「実施しない」とした理由にあたるかということと思うので、準備書にどのように書いてあるかを解説する。例えば、1364ページ一番上の「予測手法は」と書いてある理由としては、1363ページの1ポツ目の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる」ことに対して、予測手法はNOxマニュアルに記載された科学的見地に基づくものであるので、事後調査を実施しないと書いている。もう一つ例を挙げると、1365ページの(3)動物・植物・生態系で、「実効性のある環境保全措置を実施することから事後調査を実施しない」と書いてある理由としては、1363ページの2ポツ目の「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」に対して、実効性のあるものを講じているので事後調査は実施しないと書いている。以上のように読み取っていけば、どれに該当しているかがわかるように記載している。

(委員)

実際、この実施するか否かの理由は、確かに科学的知見に基づくということ間違いはないと思うが、例えば1364ページの騒音の3行目に「予測の不確実性の程度は小さいものと考えられること及び工事関係車両台数の平準化等の実効性のある環境保全措置を講じることから」とあり、それが理由になっている。一見こうした科学的手法と称するものは間違いのないように見えるが、そのビュレットポイントのどれを使ったかについて、通常は読み解く必要がない表を作るものと思う。

また、定性的な理由で実施しないということが気になっている。特に本委員会では、煙突や発電に関係する事業だと、相当前から事後調査についての意見が出ていた。今回、特に産業廃棄物では「環境保全措置を講じることから実施しない」ということだけしか書かれていない。これがその前のビュレットポイントのどれに当たるかということ、3つ目か4つ目と思うが、これは完全に科学的ではないことだと思う。例えば産業廃棄物において、

もっと具体的な言い方で説明はできないのか。環境保全措置さえ行ってしまうえば、事後調査はしないと読めてしまうがどうか。

(事業者)

我々は事業計画をもとに、予測に必要な諸元を洗い出して予測をしていく。実際は、例えば当初の諸元が環境基準などの様々な基準や目標値を超えてしまう場合、改めて諸元を練り直して、それらに合致させている。そして、それをもとにして、環境影響は少ないという評価をしている。逆に言えば、今の状態がある意味我々が数値として約束できる中で最大のものであり、「約束どおりであれば、環境影響は少ないと評価できる」ということを示すのが、この予測・評価である。例えば先程の車両台数において、我々が示している台数を確実に下回ることができれば、我々が予測・評価した結果を上回ることはないと考えられる。そのために、1361ページで環境監視計画というものを定めている。例えば、大気環境であれば、「1. 調査方法」で「工事関係車両の運行状況を把握する」としており、例えば我々が予測に使った台数が仮に1000台だった場合に、その1000台を超えていないことを、環境監視計画により監視できていれば、それは我々の予測・評価の結果を超えることはないだろうと考えている。このように、環境保全措置をしっかりと守ることによって、事後調査を実施しなくても問題ないということが、先ほどの項目に書いてある。

(委員)

私は最初にこれを見た時に、これは事後調査ではないかと思い、とてもいいと思った。一方、その後ろの1363ページからは事後調査は全て「実施しない」と完全にはっきりと書かれているが、そのように書いた理由はあるのか。1361ページは、丁寧に書かれているのに、なぜ1363ページ以降は全て「実施しない」となったのか。それだけ教えていただきたい。

(事業者)

まず、環境監視計画と事後調査は位置付けが異なっている。我々としては、実効的な環境保全措置であるとか、確実な予測手法を用いているので、それを達成するため、環境監視計画を各項目の諸元に対する確認事項としている。例えば先程の車両台数において、台数が超えないことを確認できていれば、確実性のある予測手法を用いている項目の予測・評価結果については問題ないと考えられる。我々としては、予測・評価結果を確認しなければならぬ場合は事後調査をすることになるが、そこは確実な手法を用いているので問題はなく、一方で、その前の諸元の部分については環境監視計画で監視していくことで十分に満たされているものと整理している。

(委員)

要するに、1361ページは工事中だけであり、本当の事後ではないということか。

(事業者)

次のページには供用時のことが書かれている。

(委員)

言葉だけで「確実な調査をする」としているが、それが本当に確実かをどこで検証する

のか。

(事業者)

我々は、環境監視計画に書かれていることは確実にを行う。この調査結果については、環境影響評価の制度上、公表することにはなっていないが、行政、周囲の住民、周辺の事業者などから、例えば「車両台数が多いがしっかり管理しているのか」などと問われたときに、いつでも管理状況を提示できる形になるかと思う。

(委員)

事業者としてはこう感じている、という話ではなく、科学的に確実な内容の調査が行われていることが検証されなければいけないと思うがどうか。調査内容が適切なのかが問われると思うが、どう対応するのか。

(事業者)

この調査が妥当かどうかという御質問と理解したが、例えば、大気質の窒素酸化物濃度については、発電所から出る窒素酸化物の濃度と排出量を使って拡散予測を行っており、そこでは窒素酸化物の排出濃度を4.5ppmと設定しているが、この4.5ppmという濃度を超えなければ、拡散した結果が悪くなることは科学的にはないと考えている。そのため、環境監視計画では、運転中の排ガスの中に入っている窒素酸化物の濃度を連続測定していくこととしており、それにより4.5ppmを超えないことが常に確認できていれば、予測結果を十分満足できることから、妥当性があるものと考えている。

(委員)

十分理解できたが、委員からの御指摘は、そうしたことを含めてのものかと思ひ発言した。

(委員)

そのとおりである。

(委員)

複数の問題に対して「必要ない」という結論を出す前提として、その調査方法がどの程度精度が高く確実な内容なのかということについて、しっかりと表現することが必要と思うがどうか。

(事業者)

ここではあくまで環境監視計画をどういった項目で行うかを説明し、次では事後調査をやるかどうかを説明している。諸元の設定内容や具体的な予測手法は、12章の12.1という項目の中ですべて明示しているため、御指摘の内容はそこで説明できるものと思う。

(委員)

一番知りたいのは、手続が配慮書から始まり準備書段階まで来て、最終的に評価の方法が本当に正しかったのか否かがわかるのは、事後評価あるいは事後調査と思う。本来、環境影響評価は、事業者が後で影響があったかどうかを知らないと進歩がないと思う。せつ

かく環境監視計画や公表を行っていくのに、1363ページ以降では全て「実施しない」と書いてある。この記載について、せっかく環境監視計画があるのになぜかと、今でもそれだけは思う。御説明はよくわかった。

(委員)

委員の御意見の趣旨は御理解いただけたか。

(事業者)

御趣旨は理解した。

(委員)

事後調査は数字そのものが、環境影響評価での評価の対象になると思う。一方、環境監視計画については、計画を立てる段階が規定されているものであり、この監視計画で出てきた数値を、環境影響評価の枠組みの中で評価することはできないのではないかと思う。先程説明のあった「言われたら公表する」といったことでは、評価ができないので、事後調査での数字を評価されることを避けているとの印象を持ったがどうか。

(事業者)

事後調査については、予測・評価の結果、とり得る環境保全措置が不確実な可能性がある場合で、環境影響の程度が大きく上がってしまうといったリスクがある場合に行うものと定められている。これに対して、我々が今回予測・評価した内容や取りうる環境保全措置などは、そうした場合には該当しないと考えている。そうしたことから、事後調査は実施しないと記載している。

(委員)

環境影響評価での評価は、例えば風速といった自然環境に影響を受けるものである。例えば排ガス量などは計画どおりになると思うが、それがどのように影響するかは、例えば温排水にしてもそれ以外のものに対しても、当然自然の不確実性があると思う。今の事業者の説明だと、他の事業に関しても事後評価は行わなくてよいことになるかと思うが、県の考えを伺いたい。もちろん県として、こうした案件では特に調査を求めないということであれば理解はするがどうか。

(事務局)

事後調査の実施については、最終的に予測・評価結果での影響の度合いを勘案して判断されている。例えば1372ページ以降の大気質においては、寄与率や将来環境濃度から、環境影響が比較的軽微という整理のもと、事後調査を実施しないものとされている。

(委員)

他にも同じような発電所の事例はあると思うが、過去の例においても、事後調査は特に行われていないのかどうかという点だけお聞きしたい。大気では、実際にはかなり極端なケースで計算等を行っているので、この予測を大幅に超えることはないかも知れないが、他の項目について同様の状況かどうかわからない。これまでの前例として、同じような事業の環境影響評価では事後調査の対象になっていたかどうかという点だけ伺いたい。対象

になっていなかったのであれば、それでいいと思う。

(事務局)

過去の発電所の事例では対象になっているケースはない。

(委員)

環境影響評価の制度上は、基本的に調査・予測・評価で実施した全ての項目は、事後調査の対象とする必要はないと認識している。ただし、予測・評価で不確実性が残っている場合や、環境保全措置が明確でないといった事情があった場合については、事後調査をしてはつきりさせる必要があるということが基本だと思う。今回は大気の予測・評価の不確実性があるか否かということについては、私は書きぶりの問題かと思う。事後調査を行わないという主張をすること自体に問題はないが、環境監視計画の中で調査を行うことも事実である。それにもかかわらず、「行わない」とした書きぶりがあまりにも強い否定表現なので、何もしないという誤解を生じやすいと思う。このような事例は他にもあると思うが、書きぶりによっても読み手の認識が変わってくることも事実なので、行う予定なのであれば、その事実はしっかり書いた上で、「制度上の事後調査は行いません」といった表現の方がよいかと思う。

(委員)

事後調査の実施はハードルが高いことはわかるが、事後調査を行って初めて予測結果が正しいかがわかり、その予測手法の精度が上がっていくのに、それが蓄積されないことが日本の環境影響評価において大きな問題だと思う。また、管理された実験室内ならまだしも野外であり、不確実性がないというのは現実的にはありえない。様々な現象には必ず不確実性がある。準備書には不確実性が大きい場合と書いてあるが、我々委員から見て、大きいか小さいかを判断できる客観的な数字が出ればいいのだが、あくまでも定性的な、事業者側の主観的意見という印象を受けてしまうので、どうしても引っかかってしまう。

先程事業者が説明した環境監視計画について、もう少し書きぶりを変えることによって評価が変わるかと思う。先程の説明では諸元の確認とのことであり、環境監視計画で諸元を確認して、これが合ってれば予測が正しいというロジックだったと思う。せつかくデータを取っているので、完全に事後調査をしないのではなく、環境監視計画において、万が一諸元や予測を超える値が出た場合には事後調査をするなど、ある条件で柔軟に事後調査、事後評価をするというような文言に変えることはできないのか。

(事業者)

我々としては、例えば車両の台数など、この環境監視計画で把握する事項は、環境影響評価の予測・評価を確実にするために、絶対に超えてはいけないものと理解している。実際に超えてしまった場合は、地元行政に相談して対応することになると思われるが、基本的には、環境監視計画で守ると宣言したものについては、絶対に超えないように管理をしていくものと考えている。その前提で考えると、事後調査が必要とは考えられない。

(委員)

絶対に超えないように管理するとのことだが、事業者側で環境を100%コントロールできるように聞こえる。それは可能なのか。

(事業者)

今回我々が環境監視計画で定めているものは、我々がコントロール可能なものと考えている。一方、例えばバックグラウンドの濃度などは我々がコントロールできないものであり、それが変わった場合、その原因が我々にあるということが直接的に結びつくわけでもないと思う。よって、我々としては予測のベースになっている諸元に対応するところは確実に遵守していくことを考えている。

(委員)

もし諸元を超える値が出たとしても、私達が原因ではないので、対応できないということなのか。超えても超えなくても関係ないと聞こえてしまう。

(事業者)

諸元は確実に守る。一方、例えば大気質において、今後仮に今回の予測・評価結果よりも一般局の数値が上がったとしても、その原因が我々かどうかは、直接的には結びつかないと思う。

(委員)

そのように不確実性が高いため、事後調査が必要ということを各委員が言っていると思うがどうか。

(事業者)

委員は、環境が変わることの不確実性と、我々の予測・評価の内容の不確実性を混同してしまっているのではないかと思う。本来、事業単体を評価する環境影響評価において、環境が変わることの不確実性を理由に、事業者に事後調査を求めることは違うのではないかと思う。

(委員)

環境影響評価において、その事業が外部の環境に対してどのようなインパクトを与えたのかということの評価するのであれば、事業の実施によって、事業の前後でどのような環境影響があるのかということの評価するしかないと思うがどうか。

(事業者)

我々としては予測・評価により、現況値に対してどれだけ環境が悪化するかを示している。それに確実性がないということであれば、事後調査をすることに結びつくと思うが、一方で、現況値が変わるかもしれないということに対して、我々が事後調査をすることは、環境影響評価の考えに合わないのではないかと思う。

(委員)

予測・評価の精度は問題にするが、実際にそれが環境にどう与えるかまでは、責任はないということか。

(事業者)

本事業が環境にどのような影響を与えるかを予測・評価で示している。

(委員)

事業者と委員の議論は、政策で言うところのいわゆる蓋然性説の話になる。日本の場合は環境法の政策上、ある程度蓋然性が高ければ、事業者に対しかなり広い視野で責任を負わせるということがある。そこが非常に不確実性を伴うので、非常に曖昧な部分でもある。事業者は科学的に説明しているのでそれは良いことだが、その部分を突き詰めると非常に難しい話になってくる。それは、昔の4大公害事件の大気汚染の話と全く同じであるので、私としては、現状の環境法の中で言えば、実態に即した形で表現すればよいかと考えている。事業者が非常に真面目に対応していることはよいが、それを突き詰めると、委員から御指摘があったような責任論に発展してしまう。私としては、あくまで、事業者が誠実に行っているということを環境影響評価書に示せば、環境影響評価の役割を果たすものと思う。結局は書きぶりの話になってしまうが、要するに、本日の事業者の説明内容が模範解答だと思うので、それを率直に表現すればよいと思う。口頭での回答は議事録としては残るが、図書としては残らない。それを表の文章中で表現すればよいと思ったがどうか。

(事業者)

御指摘の部分については、1363ページにおいて、「事後調査は実施せず、環境監視計画に記載した環境監視を確実にを行うことにより、環境の保全に努めていく」と記載しており、次のページ以降では、そのことを踏まえて、事後調査は実施しないと結んでいる。

(委員)

単なる書きぶりになってしまうが、今後は表に記載の文章について、「であるからして、行わない」という表現にしていけばよいと思う。

(委員)

1296ページ以降において、複数個所でのフォトモンタージュにより景観への影響が検討されており、非常にわかりやすい。その結果、煙突に関してはそれほど目立たないことがわかった反面、1296ページの袖ヶ浦海浜公園の景観眺望が気になった。フォトモンタージュを見ると、煙突は目立たないが、建屋にボリュームがあると感じた。現状の写真を見ると、丘陵の線の見えていた部分が見えなくなるところに、白い箱ができることになり、フォトモンタージュを作ったことによってボリュームがあって目立つことがわかった。現在の景観の予測・評価結果では、影響はあまりないとされているが、こちらに関しては少し影響が出ているのではないかと思う。もし他の色でもフォトモンタージュを作成しているのであれば、それを準備書に載せた上で、検討結果として、現在載せているものが最も目立たないことや、影響がないことを示すとよりわかりやすくなると思う。

(事業者)

色彩については、袖ヶ浦市の景観計画と整合する色としている。フォトモンタージュでは、他の色は試していない。

(委員)

おそらく景観計画に書かれている色は、この色単体ではなく色彩で示されており、同じ白でも少しバッファーがあると思う。そこで、例えば、暗めの白と明るめの白を比べるだけでも随分違うと思うので、景観計画に示されている色彩の範囲内で、検討した方がよいかと思う。

(委員)

関心のある委員も多いかと思うので確認したい。本事業の事業区域は工業地域だが、そこでの大気への影響について、事業者だけを原因としていくことは、以前から難しいとされている。その認識を持った上での確認だが、仮に周辺の大気環境の値が環境基準値を超えた場合において、施設の稼働状況について外部から問い合わせがあった際、御社はどうか対応するか伺いたい。例えば公表するとか、ホームページに掲載するとか、何らか確認がとれる体制であるとか、告知などについての方法論を説明いただきたい。

(事業者)

環境の情報の開示という点では、NO_xについて、今後千葉県環境監視テレメータに繋ぐ計画である。それにより、排出濃度等については、千葉県が常に監視できるものと考えている。また、例えば行政、地元の住民などから公式的な情報提供依頼があれば、その内容に応じて対応を適宜検討することを考えている。

(事務局)

事業者の説明を補足する。本県は、臨海地域の一定規模の発電所と「環境の保全に関する協定」を締結している。その中で、常時監視を目的にテレメータを設置することで、NO_xの1時間の排出総量などのデータを企業からもらい、監視できることになっている。当該協定での基準値は法より厳しい値であるが、県ではその基準を超えていないかということについて、テレメータにより把握しているところである。この規模の発電所であれば、今後はこうした装置を設置していく流れになると考えている。

(委員)

本日は事業者の考えを伺ったということで、ここで締めさせていただきます。

(事務局)

本件は準備書手続であり、審議は今後数ヶ月にわたって続いていく。御意見等がある場合には、メールでいただければ、事業者から次回の審議時に回答を求めたいと思う。

(委員)

本日の意見内容を整理し対応いただきたい。
これで3番目の審議を終了する。